

宮崎県スポーツ少年団規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理念及び事業)

第2条 本団は、定款第4条に基づく次の事業を行い、本県スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年スポーツの振興及び青少年の健全な育成に資することを目的とする。

- (1) スポーツ少年団活動の普及、指導に関すること。
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成、活用に関すること。
- (3) スポーツ少年団の組織化と指導体制確立に関すること。
- (4) スポーツ少年団の交流に関すること。
- (5) スポーツ少年団及びスポーツ少年団指導者の顕彰に関すること。
- (6) 関係機関団体との連絡調整に関すること。
- (7) その他スポーツ少年団の目的達成に関すること。

(団員)

第3条 スポーツ少年団の団員は、前条各号に掲げる事業に要する経費を負担し、市町村スポーツ少年団、本団及び日本スポーツ少年団に登録した者とする。

2 前項の登録は毎年度更新する。

(役員)

第4条 本団に、常任委員10名以上20名以内を置く。

2 常任委員のうち1名を本部長とする。また、本部長以外の4名以内を副本部長とする。

(常任委員等の選出及び任期)

第5条 常任委員は、次の各号に定めるところにより選出する。

- (1) 別表1の市町村スポーツ少年団において1名選出する。
 - (2) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
 - (3) スポーツ少年団活動に参画する地域人材等から若干名選出する。
- 2 本部長は、常任委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
- 3 副本部長は、次の各号に定めるところにより選出する。
- (1) 別表2輪番から選出、常任委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
 - (2) 常任委員会において、公益財団法人宮崎県スポーツ協会専務理事、女性代表指導者1名、別表2輪番から2名選出し、2年ごとの改選とする。
- 4 常任委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する常任委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 5 地域人材等から選出した常任委員の任期は、1期（2年）とし、最長2期（4年）までとする。

(職務等)

第6条 本部長は、本団を代表し会務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、本団の職務を行う。

(会議)

第7条 本団の会議は、常任委員会及び市町村本部長会とする。

- 2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。
- 3 常任委員会は、次の職務を行う。
 - (1) スポーツ少年団の業務執行の決定
 - (2) 本部長・副本部長の本会理事会への推挙
 - (3) 市町村本部長会決議事項の審議
 - (4) その他、本会理事会から諮問された事項
- 4 市町村本部長会は、年2回、本部長が招集し、その議長となる。
- 5 市町村本部長会は、次の事項について決議する。
 - (1) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (2) 各事業年度の決算の承認
 - (3) スポーツ少年団規程の変更の承認

(4) その他、常任委員会から諮問された事項

6 本団の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(中央指導者協議会)

第8条 本団に、中央指導者協議会を置く。(以下「協議会」という)

2 協議会設置に関し必要な事項は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会の決議を経て別に定める。

(経費)

第9条 本団の経費は、第3条に定める団員の会費及び本会の助成金、その他の収入をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第10条 本団の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正等は、本会理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、本団に関し必要な事項は、常任委員会で審議して、本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月7日から施行する。
- 3 平成27年 6月10日 一部改正
- 4 平成28年11月25日 一部改正
- 5 令和 2年 3月 3日 一部改正
- 6 令和 5年 6月16日 一部改正
- 7 令和 5年11月14日 一部改正
- 8 令和 6年 6月 7日 一部改正
- 9 令和 6年11月19日 一部改正
- 10 令和 7年 3月21日 一部改正

別表1

	市町村スポーツ少年団
1	宮崎市地区
2	東諸県地区
3	日南市、串間市地区
4	都城市、北諸県郡地区
5	小林市、えびの市、西諸県郡地区
6	西都市、児湯郡地区
7	延岡市地区
8	日向市、東臼杵郡地区
9	西臼杵郡地区

別表2

A グループ	B グループ	C グループ
延岡市ブロック	日向市・東臼杵郡ブロック	日南・串間ブロック
西臼杵郡ブロック	東諸県郡ブロック	宮崎市ブロック
西都・児湯ブロック	都城市・北諸県郡ブロック	西諸県ブロック